

# 農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）

[令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数]

## <対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要な農山漁村発イノベーション整備事業を支援します。

## <事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（140人「令和7年度まで」）
- 農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体「令和7年度まで」）

## <事業の内容>

### 1. 農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）

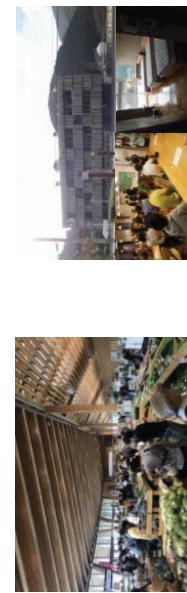
都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。  
【事業期間：3年間（上限5年間）、交付率：1/2等】



農山漁村の施設整備による雇用者数の増加

### 2. 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化等に取り組む場合に必要となる、農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。  
(※農林水産物以外の多様な地域資源を活用した取組を支援対象に追加)  
【事業期間：1年間、交付率：3/10等】



農林水産物直売所

農林水産物加工施設

### 発電設備等の整備

- 事業実施主体 農林漁業者団体、中小企業者※2

※2 六次産業化・地産地消に基づく総合化事業計画の認定、農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定又は都道府県若しくは市町村が策定する戦略に基づく事業計画の認定が必要時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援します。

※下線部は拡充内容



太陽光発電設備  
販売・貯蔵・加工施設  
電力供給



EV車等への給電設備



農林水産物加工施設



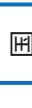
地方公共団体



国



定額、1/2等



農林漁業者の組織する団体等

## [お問い合わせ先]

- (1)事業 都市農村交流課
- (2)事業 都市農村交流課

(03-3501-0814)  
(03-6744-2497)

# 農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型）

〔令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数〕

## ＜対策のポイント＞

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るために、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一體的に支援します。

## ＜事業目標＞

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人「令和7年度まで」）
- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（700万人泊「令和7年度まで」）

## ＜事業の内容＞

### 1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）

#### ① 農泊推進事業等

農泊の推進体制整備や地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援します。【事業期間：上限2年間】  
ア 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取り組む地域を支援します。【交付率：定額（上限500万円/年）】  
イ 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。

【交付率：定額（上限（250万円（年基準額）×事業期間））】

#### ② 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への専門家派遣・指導、ニーズ調査等を支援します。  
【事業期間：1年間、交付率：定額】

### 2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）

#### ① 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援します。

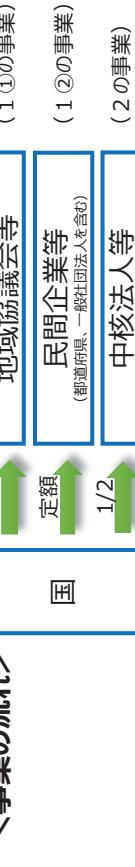
【事業期間：上限2年間 交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間※）】

（※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

#### ② 農家・民泊等における小規模な改修を支援します。

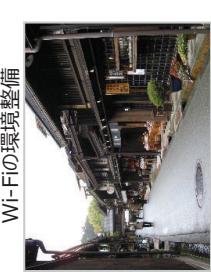
【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域、農家民宿へ転換する場合は上限100万円を加算）】

## ＜事業の流れ＞



多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一體的に支援

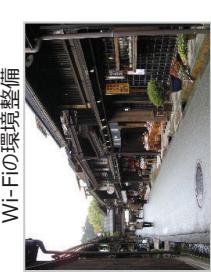
## ＜事業イメージ＞



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



専門家の派遣・指導



古民家等を活用した滞在施設の整備  
〔お問い合わせ先〕 農村振興局都市農村交流課（03-3502-0030）

# 農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農福連携型）

【令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数】

## ＜対策のポイント＞

農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、都道府県による専門人材育成の取組等を支援します。  
※ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供する農園

## ＜事業目標＞

農福連携に取り組む主体を新たに創出（3,000件〔令和6年度まで〕）

## ＜事業の内容＞

### 1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）

#### ① 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の開設、移動式トイレの導入等を支援します。  
【事業期間：上限2年間、交付率：定額（簡易整備、高度経営、介護・機能維持の場合は上限150万円、経営支援の場合は上限300万円、作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度の上限額にそれぞれ40万円加算）】

#### ② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

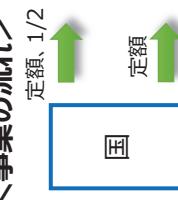
農福連携の全国的な横展開に向けた取組、農福連携の定着に向けた専門人材の育成等を支援します。  
【事業期間：1年間、交付率：定額（上限500万円等）】

### 2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）

#### ③ 農業に携わる生産施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（簡易整備の場合は上限200万円、高度経営の場合は上限1,000万円、経営支援の場合は上限2,500万円、介護・機能維持の場合は上限400万円）】

## ＜事業の流れ＞



## ＜事業イメージ＞

### 1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）

#### ① 農福連携支援事業



#### ② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



### 2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）

#### ③ 農業に携わる生産施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備を支援します。



[お問い合わせ先] 農山村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）

# 中山間地農業推進対策

[令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数]

## <対策のポイント>

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援します。

## <事業目標>

中山間地域等の特色をいかした富農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区「令和7年度まで」）

## <事業の内容>

### 1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

① 中山間地農業ルネッサンス推進支援

中山間地域等の特色をいかした創意工夫あふれる取組等を支援します。

② 元気な地域創出モデル支援

収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援します。

【事業期間】：上限 3 年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円  
（年基準額）×事業年数））】

③ 地域レジリエンス強化支援

地域レジリエンス強化連携協定に基づく避難対応実現の取組等を支援します。

④ 中山間地複合経営実践支援

地域特性に応じた複合経営を実践する取組を支援します。

### 1. ② 元気な地域創出モデル支援

ア 収益力向上



高収益作物導入  
高精度栽培技術の導入



イ 販売力強化



ウ 農用地保全



棚田の保全



オ 生活支援



買物支援・見守り



+

◆

◆



農村の  
「くらしづくり」を推進

◆

◆



◆



◆



◆



◆



◆



◆



◆



◆



◆



◆



◆



◆

### 2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

① 農村RMOモデル形成支援

むらづくり協議会が行う調査、計画作成、実証事業等を支援します。

【事業期間】：上限 3 年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円  
（年基準額）×事業年数））】

② 農村RMO形成伴走支援

協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。

※ 対象地域：8法指定地域等

農村RMOモデル形成支援

社会課題解決や魅力向上を通じた地域活性化  
デジタル田園都市国家構想の実現を押し

農村RMO形成伴走支援

ウ 農用地保全



ミニマト栽培と加工品の開発



テレ画面で買い物支援



農村RMOモデル形成支援

農村RMO形成伴走支援

[お問い合わせ先] 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）